

令和3年度

第1回 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会

資料目録

1. 議事次第
2. 委員名簿
3. 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則
4. 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領
5. 久慈川水系河川整備計画の点検について（資料1）
6. 久慈川総合水系環境整備事業（資料2-①、資料2-②）

令和3年度

第1回 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会

日時：令和3年12月17日（金）15：00～

（WEB会議）

議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則確認
4. 委員長選出
5. 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領策定

令和3年度

第1回 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会

日時：令和3年12月17日（金）15：30～

（WEB会議）

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 委員紹介
4. 委員長挨拶
5. 議 事
 - 1) 久慈川水系河川整備計画の点検
 - 2) 久慈川水系環境整備事業（事後評価）
6. その他
7. 閉 会

令和3年度

第1回久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会 委員

桐原 幸一	茨城生物の会副会長
佐藤 政良	筑波大学名誉教授
白川 直樹	筑波大学システム情報系准教授
武若 聡	筑波大学システム情報系教授
永井 博	茨城県立歴史館史料学芸部特任研究員
藤田 昌史	茨城大学大学院理工学研究科准教授
横木 裕宗	茨城大学大学院理工学研究科教授
和田 佐英子	宇都宮共和大学シティライフ学部教授

(敬称略 五十音順)

オブザーバー

茨城県

久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「久慈川水系河川整備計画」(以下「河川整備計画」という。)策定後、河川整備計画の点検を行うために関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、河川整備計画の点検について意見を述べるものとする。

- 2 委員会は、河川整備計画に基づき実施する事業で再評価又は事後評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針(原案又は案)について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、関東地方整備局長(以下「局長」という。)に対してその具申を行うものとする。

(委員会の委員及び組織)

- 第3条 委員は、久慈川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。
- 2 委員は8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は2年以内とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。
 - 5 委員の代理出席は認めない。
 - 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。
 - 8 委員会には、関係県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。
 - 9 委員長は、会務を総理する。
 - 10 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、河川部河川計画課及び常陸河川国道事務所において処理する。

(雑則)

第6条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数

の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

附 則
(施行期日)

本規則は、令和3年12月17日から施行する。

久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領

(目的)

第1条 本運営要領は、久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則（令和3年12月17日付け）（以下「委員会規則」という。）第6条に基づき、久慈川水系河川整備計画フォローアップ（以下「委員会」という。）の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

(委員会の招集)

第2条 委員会は、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の要請を受け、委員長が招集する。

(委員会の成立条件等)

第3条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
2 審議を行う案件について可否同数の場合は、委員長が決する。

(議事録)

第4条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(委員会の公開について)

第5条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。
2 委員会は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料等の公表について)

第6条 委員会に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第7条 この要領の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本運営要領は、令和3年12月17日から適用する。